

## 住田町教育大綱の策定について

### 1 大綱策定の趣旨

平成26年6月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、平成27年4月に施行されました。法改正の趣旨は、教育の政治的中立、継続性・安定性を確保しつつ、教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長（以下「町長」）と教育委員会との連携強化となっています。

そして、改正法では、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の根本となる基本方針を、首長が「大綱」として定めることとされています。

これを受け、本町の教育施策の目標や根本となる方針として、「住田町教育大綱」を定めようとするものです。

### 2 大綱の期間

大綱の期間は、平成27年度から平成29年度までの3ヶ年とします。ただし、本町の教育を取り巻く環境の変化や、施策の進展状況等を踏まえ、見直しの必要性が生じた際には、適宜、本総合教育会議で検討を行うこととします。

### 3 大綱の策定について

大綱は、平成25年3月に定められた第8次住田町教育振興基本計画の基本理念を踏まえ、基本目標と6つの基本施策及びその重点を掲げています。

基本目標は、「生涯学び続け、新しい時代を切り拓く心豊かな人材の育成」ですが、本町のまちづくりの将来像、「住みやすい住田、住み続けたい住田」を見据え、本町まちづくりの根幹となる人づくりを目指すものでもあります。

これらの目標を達成するため、町と教育委員会が一層の連携を深め、取り組んでまいります。